

【日常生活用具給付案内】（肢体不自由用）

種目（耐用年数）	障害及び程度	性能（基準額）
特殊寝台 （8年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの （基準額 154,000円）
特殊マット （5年）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの （基準額 19,600円）
特殊尿器 （5年）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの （基準額 67,000円）
入浴担架 （5年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する方に限る。ただし、原則として3歳以上の方	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの （基準額 82,400円）
体位変換器 （5年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する方。ただし、原則として学齢児以上の方	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの （基準額 15,000円）
移動用リフト （4年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし原則として3歳以上の方	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 159,000円）
訓練いす （5年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で原則3歳以上の方	原則として付属のテーブルを付けるものとする。 （基準額 33,100円）
訓練用ベッド （8年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で原則学齢児以上の方	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの （基準額 159,200円）
入浴補助用具 （8年）	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で入浴に介助を必要とする方。ただし、原則として3歳以上の方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 90,000円）
便器 （8年）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 9,850円）
T字状・棒状のつえ （3年）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額 4,460円）
移動・移乗支援用具 （8年）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 （基準額 60,000円）
頭部保護帽 （3年）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい（有し、歩行や立位が不安定で頻りに転倒する恐れのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻りに転倒する方	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの （基準額 15,200円） イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの （基準額 36,750円）
特殊便器 （8年）	上肢障害2級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の方	温水温風を出し得るもの又は知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 151,200円）

種目（耐用年数）	障害及び程度	性能（基準額）
火災警報器 （8年）	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみ世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの （基準額 15,500円）
自動消火器 （8年）		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの （基準額 28,700円）
口腔清潔用具 （1年）	両上肢機能障害2級以上の身体障がい者（児）又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）であって、常時介護者により口腔清潔が行われている者。ただし、原則として3歳以上の方	口腔清潔において、口を開けた状態に保持できるもの （基準額 7,100円）
ネブライザー （吸入器）（5年）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる方 （呼吸器機能で身体障害者手帳を所持していない身体障がい者（児）の場合は、医師の意見書要）	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額36,000円）
電気式たん吸引器 （5年）		身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額56,400円）
携帯用会話補助装置 （5年）	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの （基準額 98,800円）
情報・通信支援用具 （5年）	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト ○上肢機能障がい者（児）：インテリキー・ジョイスティック等 ○視覚障がい者（画面）：画面拡大ソフト・画面音声化ソフト等 （基準額 100,000円）
福祉電話 （貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいをもつ聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。 ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	電話回線及び電話回線基本使用料 新規設置（基準額 83,300円） 回線切換のみ（基準額 2,000円）

【日常生活用具の申請から給付まで】

申請に必要な物：身体障害者手帳、印鑑、個人番号カード

